

## 8-2. 災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定のひな形

### 災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定書

〇〇県（「以下、「甲」という。）と〇〇県協同組合（以下、「乙」という。）とは、災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥（以下「災害し尿等」という。）の収集運搬に関して、次のとおり協定を締結した。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害し尿等の収集運搬に関して、甲が乙に応援協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

2 この協定における「応援協力」とは、次の各号に掲げる事項をいう。

- (1) 災害し尿等の収集運搬に必要な乙の組合員の機材、物資等の提供
- (2) 災害し尿等の収集運搬に必要な乙の組合員の職員の派遣
- (3) 前2号に定めるもののほか、災害し尿等の収集運搬に関し必要な事項

（応援協力要請）

第3条 甲は、被災地域の市町村（以下「被災市町村」という。）から災害し尿等の収集運搬について応援協力の要請があるときは、乙に応援協力を要請するものとし、乙は可能な限り被災市町村が実施する災害し尿等の収集運搬に協力するものとする。

（応援協力要請の手続き）

第4条 甲は、応援協力の要請に当たっては、次の各号の掲げる事項を文書で乙に依頼するものとする。ただし、文書により難しい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で依頼するものとする。

- (1) 市町村名
- (2) 応援協力の要請内容
- (3) その他必要な事項

(被災市町村との協議)

第5条 被災市町村と乙は、応援の内容、方法等について、必要に応じ相互に協議し、確認するものとする。

(災害し尿等の収集運搬の実施)

第6条 乙は、第3条の規定により甲から要請があったときは、乙の組合員の中から必要人員、機材、物資等を調達し被災市町村が実施する災害し尿等の収集運搬に従事させるものとする。

2 乙の組合員は、被災市町村の指示に従い災害し尿等の収集運搬を実施するものとする。

(実施報告)

第7条 乙は、災害し尿等の収集運搬を実施したときには、次の各号に掲げる事項を文書で報告するものとする。

- (1) 市町村名
- (2) 応援協力の実施内容
- (3) その他必要な事項

(経費負担)

第8条 応援協力に係る経費は応援を要請した被災市町村が負担するものとし、その額は適正価格とし、災害し尿等の収集運搬を実施した乙の組合員と被災市町村が協議のうえ、決定するものとする。

(損害賠償)

第9条 第6条の規定により災害し尿等の収集運搬に従事した乙の組合員の職員が、そのために死亡し、負傷し、または疾病にかかった場合の損害賠償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)その他の法令によるものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定に伴う事務は、甲においては〇〇県〇〇部〇〇課、乙においては〇〇県〇〇協同組合事務局を窓口として行うものとする。

2 甲の組織に変更が生じた場合、前項に規定する甲の事務は、変更後の一般廃棄物を所管する組織を充てるものとする。

(その他)

第11条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

(協定の期間および更新)

第12条 本協定の期間は、令和〇〇年〇月〇日から令和〇〇年3月31日までとする。ただし、協定期間の満了の日までに、甲若しくは乙のいずれかが本協定を更新しない旨の書面による通知をした場合又は甲乙の合意により協定内容の変更をした場合を除き、本協定は、1年間更新されるものとし、以降同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 〇〇県知事 □ □ □ □ 印

乙 〇〇県〇〇協同組合  
理事長 △ △ △ △ 印